

【 第 1 回中標津町自治推進会議報告 】

日時：平成26年5月23日（金）19：00～20：45

場所：中標津町総合文化会館 1階 会議室

出席者：14名（中標津町自治推進会議委員8名、ファシリテーター1名、
アドバイザー1名、事務局4名）

<会議次第>

※ 開催前に委嘱状交付

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
 - （1）自治推進会議の役割について
 - （2）平成26年度自治推進会議の内容及び日程
 - （3）今の中標津町について
 - （4）その他
- 4 閉会

<資料>

- 資料1－1 平成26年度自治推進会議の内容及び日程について（2枚）
- 資料1－2 取組集約シート
- 資料1－3 中標津町自治推進会議委員名簿（グループ分け）
- 資料1－4 自治推進会議のルール（参考）
- 資料2－1 根室の姿2014（根室振興局ホームページでご覧ください）
- 資料2－2 町民便利帳（参考、中標津町ホームページでご覧ください）
- 資料2－3 数字でみる中標津町自治基本条例の運用状況（平成25年度分）
（参考、別途掲載）
- 資料3－1 中標津町自治基本条例解説書（新委員にのみ配付、別途掲載）

<会議結果報告>

※ 委嘱状交付

新委員の末田さん、廣木さんに委嘱状が交付されました。

（推薦団体の組織体制が変わったことにより、自治推進会議委員も交代となったものです。）

- 1 開会⇒ 事務局より以下2点の報告事項がありました。
 - ・ 昨年、委員より「多くの町民が参加しやすいように日時や開催場所などに配慮すること」という意見が出されたことを受け、会議開催場所を町の中心である総合文化会館としたこと。
 - ・ アドバイザーについて、昨年度まで2人体制であったが、今年度は平岡先生お一人にお願いする。（酒井先生については、別に立ち上げる外部評価委員を担当してもらう）

2 会長挨拶：西根会長

[委嘱状交付]



[会長挨拶]



3 議題

(1) 自治推進会議の役割について

⇒ 加藤係長より説明

新委員の方もいるため、中標津町自治推進会議の役割について、確認の意味をこめて説明が行なわれました。

[会議風景]

(2) 平成26年度自治推進会議の内容及び日程

⇒ 東田さんより提案

(資料1-1、1-2 P4～P6)

- ・ 昨年度は外部評価も行ったが、今年度は役割をはっきりさせ、条例の進行管理のみを行う。
- ・ 昨年度は、行政の取組に対する意見が多かった。今年度は、自治の基本原則（情報共有、町民参加、協働）に基づき、町民側の自治の活動に焦点をしばらく話し合うこととしたい。
- ・ 2回目、3回目はグループ討議とし、「取り組み集約シート」にて委員の皆さんの取組状況を事前に集め、これに基づいて話し合うこととしたい。
- ・ 話し合いは、条文にとらわれすぎずに進めることとしたい。
- ・ 班分けは別紙（資料1-3 P7）のとおりとし、座長を小野副会長と大川委員にお願いしたい。（東田さんは、今年度1回目と4回目のみ会議に出席することとなっている。）



○上記提案の結果、以下のとおり決定されました。

- ・ 会議の進め方は、上記提案のとおりということで合意された。
- ・ 日程について、**2回目を7月31日（木）、3回目を10月9日（木）に変更**することとされた。
- ・ 班に副座長を置くこととし、鎌田委員と小柳委員にお願いすることとされた。

(3) 今の中標津町について

⇒ 眞田課長より説明 ([資料2-1](#))

○説明を受けて、平岡先生よりお話をいただきました。

- ・ 中標津町は、人口が一定もしくは微増で、高齢化率も道内屈指の低さである。大都市近郊の小規模自治体であればこのような例も見られるが、近くに大都市がないのに珍しい。恵まれた環境である。
- ・ 地域づくりを頑張っている自治体は危機的状況なところが多い。恵まれている中標津町は、目指すところが難しいかもしれないが、そこを議論していく必要がある。
- ・ 若い女性が地域にどれくらい残るかも課題である。働ける場所がないと流出してってしまう。子育て世代、予備軍世代などもっと細かくわけて人口動態を見ていってはどうか。
- ・ 地元の高卒者がどのくらい定着するのか、あるいは大学にいったのどのくらい戻ってくるのか。地域で学力を高めても、それに見合う就職先がなければ若者は都市に流れていってしまう。

○説明とは別に、委員の皆さんから現状について以下の意見が出ました。

- ・ 町民が条例を意識しているか。
→もっと町民に条例をPRする方法を考えなければ。ホームページに載せて終わりではだめだ。
- ・ それぞれの活動の価値や意味
→活動がどう条例とつながるのかわからない。
→一目瞭然にできる方法はどんなものがあるか。
→目に見えない部分がある。
(中高生の生活の仕方や高齢者の生活、動き)

[会議風景]



(4) その他

欠席委員について、連絡がない場合は事務局で確認を徹底するよう意見がありました。

4 閉会

次回の自治推進会議の日程は、下記のとおり予定しております。

○ **第2回 平成26年7月31日(木) 中標津町総合文化会館 展示室**

平成26年度自治推進会議の内容及び日程について（5/23会議後改訂版）

資料1-1

◎平成25年度は、条例から見ていったことから全体に対する意見に結びつけることが出来ず「行政」に対する意見に片寄っていました。

◎平成26年度は協働を広く進めることから「町民」の自治の活動について、委員自らの活動や取り組みなどについて意見交換を行い、最後に条例とのかかわりについて論議いただき、まとめることとします。

日 程 表

年度	平成26年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
		1回目		2回目			3回目			4回目		
		委嘱状交付 会議の進め方説明		取り組み集約シート作成提出 全取り組み集約シート委員送付 班別討議			班別討議	班別討議結果送付		まとめ		
		5月		7月			10月	11月		1月		
		23日(金)		11日(金) 25日(金) <u>31日(木)</u>			<u>9日(木)</u>	21日(金)		30日(金)		

平成 26 年度自治推進会議の内容及び日程について（5/23 会議後改定版）

○1 回目（5 月 23 日）

今年度の進め方と内容等について説明を行ないます。

- ・自治推進会議委員自らの活動を本日配布している「取り組み集約シート」に記入し提出してもらいます。（提出期限は 7 月 11 日まで）
- ・記入内容は、①個人の生活や暮らしぶりから②所属する活動団体では③自治推進会議委員として、「情報共有」「町民参加」「協働」における自治の推進にどのような取り組みがあったのか箇条書きで作成してもらいます。

※提出された「取り組み集約シート」は事務局で取りまとめた後に各委員に送付します。

○2 回目（7 月 31 日） ○3 回目（10 月 9 日）

提出された「取り組み集約シート」を各委員が説明し、話し合いを行い最後にまとめます。

- ・委員を 2 班に分けて、提出された集約シートの内容を説明後に話し合いを行います。
- ・説明時間は一人 5 分以内で簡潔にしてもらいます。
- ・各班に座長 1 名を置き進行及び取りまとめを行ないます。（各回）

※話し合い結果は事務局で取りまとめた後に委員に送付します。（11 月 21 日頃まで）

○4 回目（1 月 30 日）

全体の会議で 2 回目・3 回目の班ごとに取りまとめた結果から、条例との関連について論議し、平成 26 年度自治推進会議のまとめを行います。

取 り 組 み 内 容 等	
	委員氏名

※記入内容

①個人の生活や暮らしから②所属する活動団体では③自治推進会議委員として、「情報共有」「町民参加」「協働」における自治の推進にどのような取り組みがあったのか箇条書きで記入して下さい。

記入例

- ①所属するボランティア団体で子育て支援の活動を行い、結果を団体のホームページに掲載しました。
- ②加入している町内会の一斉清掃活動に参加しました。
- ③所属するNPO団体で〇〇〇保護の活動に参加しました。
- ④文化会館の講座に参加しました。

報告期限～平成26年7月11日(金) 持参の他FAX又はEメールで協働推進係まで提出して下さい

FAX 0153-73-5333 Eメールアドレス kyoudou@nakashibetsu.jp

中標津町自治推進会議委員名簿（グループ分け）

資料1 - 3

平成26年7月31日
平成26年10月9日

自治推進会議委員

班	氏 名	所属団体等
A	座長 おお かわ やす ひろ 大 川 泰 洋	連合北海道中標津地区連合会
	副座長 かま だ じゅん 鎌 田 淳	中標津町民生委員・児童委員協議会
	きた せ のり ゆき 北 清 禎 之	中標津町農業協同組合
	くり ざき かつ ひで 栗 崎 勝 秀	中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会
	さ とう たい すけ 佐 藤 大 介	公募
	にし ね たつ み 西 根 辰 美	社会福祉法人中標津町社会福祉協議会
	ほん ま けい こ 本 間 玲 子	公募
B	座長 お の ひろし 小 野 弘	中標津町全町内会連合会
	かき ざき やす お 蛸 崎 康 夫	計根別農業協同組合
	副座長 こ やなぎ ひろみ 小 柳 ひろみ	公募
	すえ た まさ たか 末 田 昌 隆	財団法人中標津町文化スポーツ振興財団
	せき や あき ひと 関 谷 彰 人	中標津町生涯学習委員会
	ひろ き さとし 廣 木 智	中標津町中小企業振興審議会
	むら かみ とおる 村 上 徹	公募

※50音順

アドバイザー

1	ひら おか しゅん いち 平 岡 俊 一	北海道教育大学釧路校准教授
---	-------------------------	---------------

事務局

1	や もと まさ のぶ 矢 本 正 信	総務部
2	髙 だ とし ゆき 竈 田 敏 行	総務部企画課
3	か とう たかし 加 藤 崇	総務部企画課協働推進係
4	やま だ ゆめ こ 山 田 夢 子	総務部企画課協働推進係

「自治推進会議のルール」

前文

中標津町自治基本条例（平成 24 年条例第 1 号）に基づき、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本理念や基本原則に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町自治推進会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「自治推進会議のルール」を定めます。

1. 活動のルール

- （1－1）会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- （1－2）会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- （1－3）会議では、委員それぞれが立場を越えて「中標津町自治基本条例」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- （1－4）会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- （1－5）会議は、概ね年に4回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- （1－6）会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- （2－1）会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- （2－2）発言は、簡潔に、わかりやすく発言し、他の発言者の話を遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- （2－3）発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- （2－4）発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- （2－5）発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- （2－6）欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

- （3－1）会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- （3－2）意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 会議公開のルール

- （4－1）会議は公開を原則とする。

- (4-2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行うとともに、個人情報の保護の観点から許可しないこともできる。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4-6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4-7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 会議の参加者（委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7. ファシリテーター、座長の設置

- (7-1) ファシリテーターは、会議の間では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7-2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の場合、その都度任命し、その運営を、円滑に進めるよう努める。

8. その他

- (8-1) 「自治推進会議のルール」は、委員総員の2/3以上の賛成をもって改正することができる。
- (8-2) 「自治推進会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。
- (8-3) 「自治推進会議」の内容について、所属する組織、団体等に情報提供することは、拒まないものとする。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。